

議案第 24 号

羽曳野市緊急援護資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市緊急援護資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

緊急援護資金の貸付と同趣旨の貸付制度の充実等に伴い、緊急援護資金貸付基金設置の意義がなくなったことから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市緊急援護資金貸付基金条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市緊急援護資金貸付基金条例(昭和49年羽曳野市条例第13号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に貸付けを行っている資金については、なお従前の例による。